（証券コード　2301）
平成30年１月11日

株　主　各　位

大阪市北区梅田二丁目５番10号
株式会社 学　情
代表取締役社長　中 井 清 和

第40期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年１月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年１月26日（金曜日）　　午前10時
２．場　　所　　大阪市北区梅田二丁目５番10号
　　学情梅田コンパス10階　コンパスホール
３．目的事項
　報告事項　第40期（平成28年11月１日から平成29年10月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の配当（第40期期末配当）の件
　　第２号議案　取締役２名選任の件
　　第３号議案　監査役１名選任の件
　　第４号議案　補欠監査役１名選任の件
　　第５号議案　取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類の内容について修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://company.gakujo.ne.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年11月１日から
平成29年10月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴ 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度（平成28年11月１日～平成29年10月31日）におけるわが国経済は、アベノミクス効果が継続し、日経平均株価がバブル経済崩壊後の最高値を更新し、上場企業の平成30年３月期の業績予想も上方修正が相次ぎ純利益は２年連続で過去最高を更新する見通しになる等、引き続き堅調に推移しました。また、平成29年10月の有効求人倍率は1.55倍とバブル期の最も高かった1.46倍より高く、昭和49年１月以来43年９か月ぶりの高水準を維持、企業の採用意欲は引き続き大変強い状態で推移しました。

このような状況の中、当社におきましては、平成30年３月卒業予定学生の就職シーズンの前半において、一部の企業で採用スケジュールの枠組みを逸脱したＰＲ活動が行われ、当社各商品では対応しきれないケースも出ましたが、学生の選考解禁となった６月以降は、各企業による学生確保の動きが激しくなり、１人の学生への内々定が重複することによる内々定辞退が続出し、追加で募集を行わざるを得なくなった企業のニーズを的確にとらえることができました。また、継続する若手社会人採用ニーズに対しては、20代の若手人材専門就職サイト「Ｒｅ就活」の大規模なサイトリニューアルを行ったことや、東京本社の移転・増床といった将来へ向けた先行投資を行いながらも、順調に売上高を伸ばすことができました。

特に、第４四半期会計期間においては、売上高15億25百万円（前年同期比130.2％）、経常利益４億51百万円（前年同期比156.1％）と大きく業績を伸ばすことに成功した結果、当事業年度における売上高は56億20百万円（前年同期比110.1％）、経常利益は15億22百万円（前年同期比101.7％）、当期純利益は12億20百万円（前年同期比117.1％）となりました。

○就職情報事業

当事業年度（平成28年11月１日～平成29年10月31日）における新卒採用市場につきましては、平成29年３月卒業学生については、就活スケジュールの

変更の結果、学生の就職活動が早くに収束した影響を受けたものの、続く平成30年３月卒業予定学生については、企業の採用活動早期化ニーズがより活発化し、「就職博」の引き合いは３月のシーズンスタートから高いものとなりました。その後、大手企業を中心に選考が進み学生の内々定辞退が続出した６月以降は、採用数を充足しきれない企業からの追加の募集ニーズが増加し、直接多数の学生に面談できる「就職博」は継続的に堅調に推移した結果、「就職博」の売上高は25億45百万円（前年同期比103.8％）となりました。また、人工知能（ＡＩ）機能「就活ロボ」や、ＬＩＮＥ@チャットサービスによる学生とのコミュニケーション機能を強化した「あさがくナビ」に関しても順調に伸ばすことができ、売上高は６億81百万円（前年同期比114.3％）となりました。また、20代の若手人材専門就職サイト「Ｒｅ就活」に関しては、６月に企業・求職者双方の利便性を高める大規模なサイトリニューアルを行い順調に企業の引き合いが増加した結果、売上高は９億46百万円（前年同期比119.2％）となりました。また、公的分野商品に関しては、大都市圏から地方へのＵ・Ｉターン就職を促進し、地方の企業の採用支援を行うタイプの雇用対策事業を多くの地方自治体から受託することに成功し、売上高は４億43百万円（前年同期比116.0％）となった結果、就職情報事業全体の売上高は54億76百万円（前年同期比111.8％）となりました。

部門別売上高および構成比は、次のとおりであります。

区　　分	売上高（百万円）	構成比（％）	前事業年度比(％)
就職情報事業	5,476	97.4	111.8
その他	143	2.6	69.1
合　　計	5,620	100.0	110.1

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、総額１億91百万円となりました。その主なものは、自社利用のソフトウェア１億41百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　分	第 37 期 (平成26年10月期)	第 38 期 (平成27年10月期)	第 39 期 (平成28年10月期)	第 40 期(当期) (平成29年10月期)
売上高(百万円)	4,020	4,660	5,105	5,620
経常利益(百万円)	1,007	1,047	1,496	1,522
当期純利益(百万円)	648	745	1,042	1,220
１株当たり当期純利益(円)	51.63	50.93	68.56	81.24
総資産(百万円)	7,754	9,904	10,331	10,894
純資産(百万円)	6,647	8,901	9,298	9,822

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

当社は、親会社および子会社について、事業年度を通じて有しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の主たる事業領域は、新卒採用事業を中心としつつ、中途採用事業も含めた「採用支援事業」全般であります。民間企業の採用活動を支援する事業だけでなく、近年は、公的機関から雇用対策事業を受託しております。この公的分野商品は、景気動向に少なからず影響を受けてきた当社業績の「安定化」に効果を発揮しております。

しかしながら、今後の成長を継続していくためには、５年目に入っている株式会社朝日新聞社・株式会社朝日学生新聞社との提携効果をさらに拡大するだけでなく、「人材紹介事業」「インターン・ジョブズ」といった成長中のサービスをさらに推進させ、かつ、新しい事業分野・新サービス開発への取り組みを継続することが不可欠であると認識しています。

また、一昨年、東京・名古屋の各拠点を移転、それぞれ約1.5倍に増床し、昨年１月からは、東京・大阪の二本社制とし、各拠点の優秀な営業スタッフを東京本社に集約するなど、東京地区でのシェア拡大を強化しているところであります。加えて、昨年11月には、新たに経営ビジョン「世界を相手にビジネスを楽しむ～目指せ1000億円企業」を掲げ、積極的な組織の改編や思い切った人材登用を行うなど、営業力や提案力、課題解決力をさらに高める施策を推し進めております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

合同企業セミナー「就職博」等の企画・運営、インターネットによる就職情報サイト「あさがくナビ（朝日学情ナビ・新卒対象）」・「Ｒｅ就活（20代若手社会人対象）」の企画・運営、就職情報誌の発行、採用活動全般のコンサルティング業務、人材採用関連全般におけるアウトソーシング業務、人材紹介・人材派遣事業、他

(6) 主要な事業所

大　阪　本　社	大阪市北区梅田二丁目５番10号
東　京　本　社	東京都中央区
名古屋支社	名古屋市中区
京　都　支　社	京都市下京区
福　岡　支　店	福岡市博多区

（注）平成29年11月１日に福岡営業所を福岡支店に改称しました。

(7) 使用人の状況

使用人数（前事業年度末比）	平　均　年　齢	平均勤続年数
255名（26名増）	30歳０ヵ月	６年６ヵ月

（注）上記使用人数には嘱託、契約およびパート社員（６名）を含んでおり、派遣社員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　50,240,000株

(2) 発行済株式の総数　　15,560,000株

(3) 株主数　　5,216名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,985,400	13.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,517,900	10.20
株式会社アンビシャス	1,500,000	10.08
株式会社朝日新聞社	778,000	5.23
株式会社朝日学生新聞社	778,000	5.23
中井清和	624,600	4.20
学情社員持株会	620,500	4.17
JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	501,900	3.37
中井大志	400,100	2.69
中井洋子	319,200	2.15

（注）持株比率は自己株式を控除して算出しております。

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年10月31日現在）

名称		第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
発行決議日		平成26年12月８日	平成28年12月５日
新株予約権の数		220個	220個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　22,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　22,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり100円 （１株当たり　１円）	新株予約権１個当たり100円 （１株当たり　１円）
権利行使期間		平成27年１月23日から 平成47年１月22日まで	平成29年１月20日から 平成49年１月19日まで
行使の条件		（注１）	（注２）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　220個 目的となる株式数　22,000株 保有者数　3名	新株予約権の数　220個 目的となる株式数　22,000株 保有者数　3名

（注１）新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「権利行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成46年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成46年11月１日から平成47年１月22日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

（注２）新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「権利行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成48年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成48年11月１日から平成49年１月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中井清和	全般
常務取締役	片山信人	東京本部長 兼 企画営業部・人材紹介事業部・パブリックサービス事業部・学校企画部・Ｗｅｂ事業推進部担当
取締役	村越誓一	企画制作部・企画部・管理部担当
取締役	瀬尾誠	一般社団法人営業ひと研究所 代表理事
取締役	脇阪嘉明	株式会社朝日学生新聞社 代表取締役社長
監査役（常勤）	津田昌弘	
監査役	堀清	弁護士
監査役	前義信	税理士

（注）１．取締役瀬尾誠および脇阪嘉明の両氏は、社外取締役であります。

２．監査役津田昌弘、堀清および前義信の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は取締役瀬尾誠、脇阪嘉明、監査役津田昌弘、堀清および前義信の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．監査役前義信氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取　締　役 （うち社外取締役）	4名 （1名）	106,098千円 （4,460千円）
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	11,620千円 （11,620千円）
合　　計	7名	117,718千円

（注）1．取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名（うち社外取締役1名）を除いております。
2．上記の支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額8,260千円（取締役3名に対し7,460千円、社外監査役1名に対し800千円）。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役瀬尾誠氏は、一般社団法人営業ひと研究所の代表理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役脇阪嘉明氏は、株式会社朝日学生新聞社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間では、平成25年1月に資本業務提携を行っております。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	活動状況
取締役　瀬　尾　　誠	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。会社経営経験者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　脇　阪　嘉　明	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。会社経営経験者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　津　田　昌　弘	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。経理・予算管理・システム部門に長く従事した経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　堀　　清	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、監査役会14回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　前　　義　信	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,625千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,625千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制について、平成27年10月13日開催の取締役会にて、内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議いたしております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、すべての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識し、制度・体制を整備する。

(1) 取締役・使用人に対する行動基準の周知・徹底に努め、毎年取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する他、法令等を遵守するのはもとより、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。

(2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告する。

(3) 取締役会には社外取締役及び税理士や弁護士でもある社外監査役も参加し、コンプライアンスガイドライン、取締役会規程、職務権限規程等に基づき、内部統制システムの構築・運用状況を含めた取締役の職務執行を監査、チェックする。

(4) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、解決のため、弁護士事務所及び外部委託会社への内部通報制度を導入し運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、業務報告会議、その他重要な会議における意思決定に係る情報や、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び個人情報保護に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適正に保存する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できる状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備しリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

(1) 個人情報保護関連のリスクについて、コンプライアンス・プログラムの要求事項（JISQ15001）を踏まえた個人情報保護に係る規程の制定をはじめとした「プライバシーマーク」を取得、取締役・使用人への教育・研修及び管理体制を確立する。

(2) 重大な危機や緊急事態が生じた場合は、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切に対応する体制をとる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定時取締役会を月一回開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、都度議論・審議を行い、重要事項の決定を行う。

(2) 各部署の経営数値の進捗状況やその他の情報及び問題点を共有し、速やかに適正な対処・修正を行うため、週一回、取締役、監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議を開催、そのうち月一回は一堂に会した月間業務報告会議を開催、迅速かつ効率的に職務執行を行う体制をとる。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は現在親会社及び子会社等はないが、将来にわたり企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程の制定等により、適切な経営管理を行う体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて配置する。また当該使用人の人事について、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役・使用人に周知徹底する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程やその内容、職務執行の状況を把握するため、業務報告会議等重要な会議に参加するとともに、各部署への実査及び部署責任者への聞き取り等を行い、稟議書その他重要な文書を閲覧し必要に応じて当社の取締役・使用人にその説明を求めることとする。その場合、取締役・使用人は都度、遅滞なく報告する。

(2) 当社は、取締役・使用人が法令等の違反行為等当社に著しい損害を与える可能性のある事実について発見した時は、速やかに監査役または監査役会に報告する体制を整備する。

(3) 当社は、監査役または監査役会に報告した取締役・使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁じ、その旨を取締役・使用人に周知徹底する。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長は、監査役とは月一回の取締役会において定期的に意見を交換し、その他監査役と定期的に会合を持つことで対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換する。

(2) 監査役は内部監査室と緊密に連携し、併せて内部監査室より、内部監査計画書並びに結果の報告を受けるとともに、内部監査の立会いも行うなど内部監査室とのより深い連携を図る。

(3) 監査役は会計監査人及び管理部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

(4) 当社は、監査役がその職務執行において、当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をした時には、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(上記内部統制システム構築の基本方針に基づく運用状況の概要)

(1) 取締役の職務執行体制

社外取締役及び税理士や弁護士でもある社外監査役も参加する月一回の定時取締役会において、経営数値の進捗状況や内部統制システムの運用状況等、重要な経営課題について議論・審議を行いました。また、迅速・適正な対処を求められる事項については、週一回、取締役、監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議(そのうち月一回は一堂に会した月間業務報告会議)を開催し、迅速かつ効率的に職務を執行いたしました。

(2) リスク管理体制

想定される様々なリスクのうち、当社の経営に与える影響の大きさから特に重要な個人情報保護関連のリスクについて、「プライバシーマーク」の適切な運用を軸に、使用人への様々な教育プログラムや研修を実施し、その管理・運用体制について取締役及び監査役と共有しました。

また、都度発生する諸問題については、部署担当役員の主導のもと、早期に発見・対処することにより、問題の顕在化防止、影響の最小化に取り

組みました。

（３）監査役の職務執行体制

監査役は、取締役会や業務報告会議等において取締役の業務執行を監査する他、社内の様々な会議への積極的な参加や、内部監査を行う内部監査室との連携、代表取締役社長をはじめとする取締役との定期的な面談を通じて現場レベルでの業務運用状況の把握に努め、問題点や課題を早期に発見し、取締役と緊密な情報・意見交換を実施いたしました。

７．会社の支配に関する基本方針

１．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。したがいまして、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

なお、以下につきましては、平成29年１月20日開催の当社定時株主総会において承認可決された第４号議案（当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件）の内容の概要であります。

２．基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、昭和51年に実鷹企画の名称で総合広告代理業を創業し、昭和56年11月に「学生就職情報センター」部門を新設、就職情報事業に進出し、現在に至っております。

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり、「学情ブランドの構築」をテーマに、日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

・新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
・人材紹介事業など、新しく取り組んでいる事業の強化と自社商品の改良により売上・利益の拡大を目指す。
・社員数を増強し、かつ社員の質的向上を図ることで営業生産性を高め成長スピードを加速させる。
・サービス・商品・営業手法のすべてにおいて市場のニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
・社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の一層の強化を図る。

また、社会そして市場から信頼される企業であり続けることを目指して、経営基盤のさらなる安定を図り、かつ経営効率を一層高めていくよう努力を続けてまいります。

当社は、創業以来オリジナリティあふれる独自商品の開発・販売にこだわり続け、さまざまな紆余曲折を乗り越え、独力で会社を成長・発展させてまいりました。その結果、平成18年10月には東京証券取引所市場第一部に上場し、企業としての一つの大きなステージに到達しました。当社の主たる事業領域は、新卒採用支援事業を中心としつつ、中途採用支援事業も含めた「採用支援事業」全般にあり、公的機関から雇用対策事業を受託するなど、公的需要も取り込み事業を展開しております。この両輪は、景気循環により少なからず影響を受けてきた当社業績の「安定化」に効果を発揮しました。こうした中、当社は現状に甘んじることなく、さらなる高みを目指し、平成25年１月29日に株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社と資本業務提携を締結いたしました。これは昭和51年の創業以来初めての戦略的提携と

なります。当社は、かかる提携を通じて、当社及び株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社の教育・人材関連事業に関して、相互にそれぞれの経営資源、経営ノウハウを提供することで相互の企業価値の向上を図りました。それまでの新卒向け就職情報サイト「学情ナビ」を「あさがくナビ」に改め、コンテンツや機能を大幅に改善、イメージキャラクターを起用するなどの施策を実施、従来の就職博の商品力を向上させること等を行った結果、創業40周年を迎えた平成28年10月期において、売上高51億５百万円、経常利益14億96百万円と過去最高の業績を残すことができました。

この「あさがくナビ（朝日学情ナビ）」を中心に展開している株式会社朝日新聞社との提携事業を、より強固なものとしながら、

・「ネットとリアルを融合させたトータル提案の実践」
・「事業のグローバル化」
・「首都圏でのさらなる営業展開の強化」
・「Ｗｅｂ商品（あさがくナビ・Ｒｅ就活）のさらなる改善と販売推進」

等を中長期的な経営戦略として推し進めます。さらに、新しいチャレンジである「人材紹介事業」「インターン・ジョブズ」の拡大や、それ以外の新しい事業領域への模索も続けつつ、「就職」「人材」という枠にとらわれない「総合情報企業」として世界のリーディングカンパニーとなるべく成長を果たし、当社の企業価値の向上を図っていきたいと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。

当社の取締役会は、現在取締役５名で構成され、うち２名は独立性を有する社外取締役です。社外取締役につきましては、平成25年10月期より招聘し、当社取締役会における意思決定の客観性を高め、独立した第三者の立場から経営を監督する機能を担っております。また、監査役会制度を採用しており、監査役は３名で、すべて社外監査役です。社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。

また、当社では経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあたっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催するとともに、月に１回は全員が一堂に会し本社にて月間業務報告会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間業務報告会議、月間業務報告会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

３．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は上記の方針に基づいて平成29年１月20日開催の当社第39期定時株主総会における株主の皆様の承認を経て、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を更新（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）しており、本プランの概要は以下のとおりであります。

(1) 対象となる大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め同意した行為は除きます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

① 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20％以上となる当該株券等の買付けその他の取得

② 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20％以上となる買付けその他の取得

③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為。（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20％以上となるような場合に限ります。）

(2) 意向表明書の提出及び情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して当初提供して頂く「情報提供リスト」を交付します。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答（以下、総称して「大規模買付情報」といいます。）を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとします。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の提示

① 取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として確保されるべきものと考えております。

② 特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、並びに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会は当社取締役会によって設置され、特別委員は３名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供される大規模買付情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か、対抗措置を発動するか否か、本プランの修正又は変更等について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問し客観的な判断を経るものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の発動又は不発動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。対抗措置の具体的な手段については、新株予約権の無償割当て等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

② 本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置を発動しません。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合で、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動及び不発動に関する事項について、速やかに開示いたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成29年１月20日開催の当社第39期定時株主総会終結後３年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または② 当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとします。

４．上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、当社は、以下の理由から、本プランは基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に適正に判断して頂くために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、当社株主総会での承認により発効するものです。また、本プランには有効期間を３年間とするサンセット条項が設けられており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年10月31日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,033,967**	**流動負債**	**834,452**
現金及び預金	4,834,763	買掛金	235,293
受取手形	3,839	未払金	48,329
売掛金	1,015,987	未払費用	55,577
未成制作費	13,301	未払法人税等	227,327
前払費用	64,174	未払消費税等	38,987
繰延税金資産	84,535	前受金	11,685
その他	17,691	預り金	8,162
貸倒引当金	△325	前受収益	3,828
固定資産	**4,860,482**	賞与引当金	197,000
有形固定資産	**902,647**	役員賞与引当金	8,260
建物	363,966	**固定負債**	**237,213**
構築物	597	長期未払金	217,800
機械及び装置	332	長期預り保証金	19,413
工具、器具及び備品	11,294	**負債合計**	**1,071,666**
土地	526,457	（純資産の部）	
無形固定資産	**269,177**	**株主資本**	**9,729,346**
ソフトウェア	262,671	資本金	1,500,000
電話加入権	6,505	資本剰余金	3,333,001
投資その他の資産	**3,688,657**	資本準備金	817,100
投資有価証券	3,378,052	その他資本剰余金	2,515,901
前払年金費用	4,765	利益剰余金	5,543,114
繰延税金資産	59,159	利益準備金	8,455
差入保証金	87,931	その他利益剰余金	5,534,658
保険積立金	148,022	別途積立金	1,800,000
その他	17,775	繰越利益剰余金	3,734,658
貸倒引当金	△7,050	自己株式	△646,768
		評価・換算差額等	**53,661**
		その他有価証券評価差額金	53,661
		新株予約権	**39,776**
		純資産合計	**9,822,783**
資産合計	**10,894,450**	**負債純資産合計**	**10,894,450**

損　益　計　算　書

（平成28年11月１日から
平成29年10月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		5,620,031
売上原価		2,045,483
売上総利益		**3,574,548**
販売費及び一般管理費		2,172,835
営業利益		**1,401,712**
営業外収益		
受取利息	1,838	
有価証券利息	56,706	
受取配当金	4,614	
受取家賃	43,384	
為替差益	124	
その他	24,297	130,966
営業外費用		
不動産賃貸原価	8,941	
その他	1,558	10,500
経常利益		**1,522,177**
特別利益		
投資有価証券売却益	70,795	70,795
税引前当期純利益		**1,592,973**
法人税、住民税及び事業税	439,664	
法人税等調整額	△67,416	372,248
当期純利益		**1,220,725**

株主資本等変動計算書

（平成28年11月１日から
平成29年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
平成28年11月１日残高	1,500,000	817,100	2,515,901	8,455	1,800,000	2,965,842	△366,989	9,240,310
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△451,909		△451,909
当期純利益						1,220,725		1,220,725
自己株式の取得							△279,779	△279,779
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	768,816	△279,779	489,036
平成29年10月31日残高	1,500,000	817,100	2,515,901	8,455	1,800,000	3,734,658	△646,768	9,729,346

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成28年11月１日残高	39,765	39,765	18,678	9,298,753
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△451,909
当期純利益				1,220,725
自己株式の取得				△279,779
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	13,895	13,895	21,098	34,993
事業年度中の変動額合計	13,895	13,895	21,098	524,030
平成29年10月31日残高	53,661	53,661	39,776	9,822,783

注記事項

（重要な会計方針に係る事項）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物、及び、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、建物の主な耐用年数は15～38年であります。

⑵ 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑶ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

⑷ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき、当事業年度の末日に発生していると見込まれる額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　　321,796千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	15,560,000	－	－	15,560,000
合計	15,560,000	－	－	15,560,000
自己株式				
普通株式	458,656	223,900	－	682,556
合計	458,656	223,900	－	682,556

（注）自己株式数の増加は、取締役会決議による取得及び単元未満株式の買取請求によるものであります。

２．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年１月20日定時株主総会	普通株式	211,418	14	平成28年10月31日	平成29年１月23日
平成29年６月５日取締役会	普通株式	240,490	16	平成29年４月30日	平成29年７月３日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり、付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年１月26日定時株主総会	普通株式	238,039	利益剰余金	16	平成29年10月31日	平成30年１月29日

３．新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　44,000株

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金はすべて自己資金により賄っております。余資は、安全性、流動性、収益性を考慮して定期預金及び債券にて運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資の運用のために保有する債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理

①信用リスク（取引先の倒産等に係るリスク）

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署である管理部経理課が資金計画を作成、適時更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1)現金及び預金	4,834,763千円	4,834,763千円	－
(2)売掛金	1,015,987千円	1,015,987千円	－
(3)投資有価証券			
その他有価証券	3,376,087千円	3,376,087千円	－
資産合計	9,226,838千円	9,226,838千円	－

（注）1．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,965千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権及び満期がある投資有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,834,763千円	－	－	－
売掛金	1,015,987千円	－	－	－
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	－	983,990千円	1,510,351千円	－
合計	5,850,751千円	983,990千円	1,510,351千円	－

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、本社建物を自社で使用するとともに、一部を他社に賃貸しているオフィスビル（土地を含む）を有しております。平成29年10月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は34,442千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
245,841千円	2,042千円	247,884千円	303,083千円

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当事業年度増減額は、主に取得及び減価償却によるものであります。

３．当事業年度末における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長期未払金	66,646千円
賞与引当金	60,676千円
未払事業税	13,431千円
未払費用	9,363千円
その他	18,233千円
合計	168,351千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△23,197千円
その他	△1,458千円
合計	△24,656千円
繰延税金資産の純額	143,694千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割等	0.5%
評価性引当額の増減	△6.0%
所得拡大促進税制等の税額控除	△2.2%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.4%

（退職給付会計に関する注記）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、主として、確定給付年金制度を採用しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	21,614千円
退職給付費用	18,251千円
退職給付の支払額	△349千円
制度への拠出額	△44,281千円
退職給付引当金（△は前払年金費用）の期末残高	△4,765千円

(2) 退職給付及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	201,504千円
年金資産	△206,270千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△4,765千円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△4,765千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△4,765千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	18,251千円

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	657円57銭
１株当たり当期純利益	81円24銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	81円03銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（追加情報の注記）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年12月12日

株式会社　学 情
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	和　田　稔　郎 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	西　方　　実 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社学情の平成28年11月１日から平成29年10月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年11月１日から平成29年10月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年12月18日

株式会社学情　監査役会

常勤監査役　津　田　昌　弘　㊞

監　査　役　堀　　清　㊞

監　査　役　前　　義　信　㊞

(注) 監査役 津田昌弘、堀 清及び前 義信は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当（第40期期末配当）の件

当社は、企業価値の最大化に向け、将来の事業拡大に必要不可欠な新規事業開発、人材育成などの成長投資を最優先とし、内部留保を確保いたします。成長のための内部留保を確保したあとの余剰資金につきましては、キャッシュ・フローの状態を勘案のうえ、可能な限り株主の皆様に還元していく所存です。この基本方針に基づき、第40期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金16円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、238,039,104円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年１月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役２名選任の件

取締役村越誓一氏及び脇阪嘉明氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますのでその補欠として取締役２名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	中井大志（なかいたいし） (昭和53年８月15日)	平成13年９月　実鷹企画（当社前身）入社 平成24年４月　当社大阪営業本部サブマネージャー 平成25年９月　当社京都支社長 平成28年10月　当社東京企画営業本部副本部長・ゼネラルマネージャー(現任)	400,100株
2	三木栄（みきさかえ） (昭和33年11月30日)	昭和58年４月　株式会社朝日新聞社入社 平成17年５月　同社編集局生活文化部次長 平成18年９月　同社高知総局長 平成21年１月　同社岡山総局長 平成22年10月　同社編集局管理担当マネジャー 平成25年４月　同社ジャーナリスト学校主任研究員 平成26年６月　同社編集局管理担当マネジャー 平成28年５月　同社代表室主査(現任)	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．三木栄氏は、社外取締役候補者であります。

３．三木栄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、株式会社朝日新聞社に長年勤務され、編集業務や総局運営での豊富な経験を有し、当社との資本業務提携担当部門である教育総合本部の業務経験も有することから、当社の経営全般や当社と株式会社朝日新聞社との提携事業において有効な提言をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

４．三木栄氏が取締役に選任された場合は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額といたします。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役津田昌弘氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）		所有する当社の株式数
村越誓一（むらこしせいいち） （昭和36年７月20日）	昭和59年４月	実鷹企画(当社前身)入社	34,900株
	平成12年10月	当社企画営業第２部マネージャー	
	平成13年９月	当社東京本部長・ゼネラルマネージャー	
	平成15年７月	当社業務部（現企画部）マネージャー	
	平成23年１月	当社取締役（企画制作部・企画部・管理部担当）（現任）	

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．村越誓一氏を監査役候補者とした理由は、同氏は、当社取締役（企画制作部・企画部・管理部担当）として長年経営に関与した経験から、当社の経営の監査に十分な役割を果たしていただけると判断したためであります。

３．村越誓一氏が監査役に選任された場合は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額といたします。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）		所有する当社の株式数
津田昌弘（つだまさひろ） （昭和31年８月29日）	昭和53年３月	ファーストシステム株式会社（現東芝ソリューション株式会社）入社	3,600株
	昭和61年12月	株式会社健康教育研究所（後に株式会社ウインを経て、現株式会社エス・サイエンス）システム課長	
	平成元年４月	同社取締役システム部長	
	平成４年10月	株式会社ウイン（現株式会社エス・サイエンス）社長室長	
	平成７年６月	同社取締役管理本部長	
	平成９年６月	株式会社交友舎取締役	
	平成12年４月	同社常務取締役管理本部長	
	平成13年６月	株式会社さなる経営企画室長	
	平成15年９月	要薬品株式会社経理担当	
	平成28年７月	当社常勤監査役（現任）	

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．津田昌弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．津田昌弘氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は、長年にわたり、基幹システム構築、株式上場準備業務、決算・経理業務全般の経験を重ね、高い見識と幅広い知識を有しており、当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。また、当社監査役の経験も有していることから、当社の経営の監査に十分な役割を果たしていただけると判断しております。

４．津田昌弘氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年７か月となります。なお、当社は、同氏を株式会社

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．当社は、津田昌弘氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。同氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額といたします。

第５号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成13年１月26日開催の第23期定時株主総会において年額300百万円以内とのご承認をいただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）が中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を付与するための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「取締役２名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名（うち社外取締役２名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年30,000株以内といたします。ただし、本議案のご承認が得られた日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社の普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該総数を合理的に調整することができるものといたします。また、１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）により決定されます。

本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

（1） 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日より10年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

（2） 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3） 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4） 組織再編における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5） その他

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

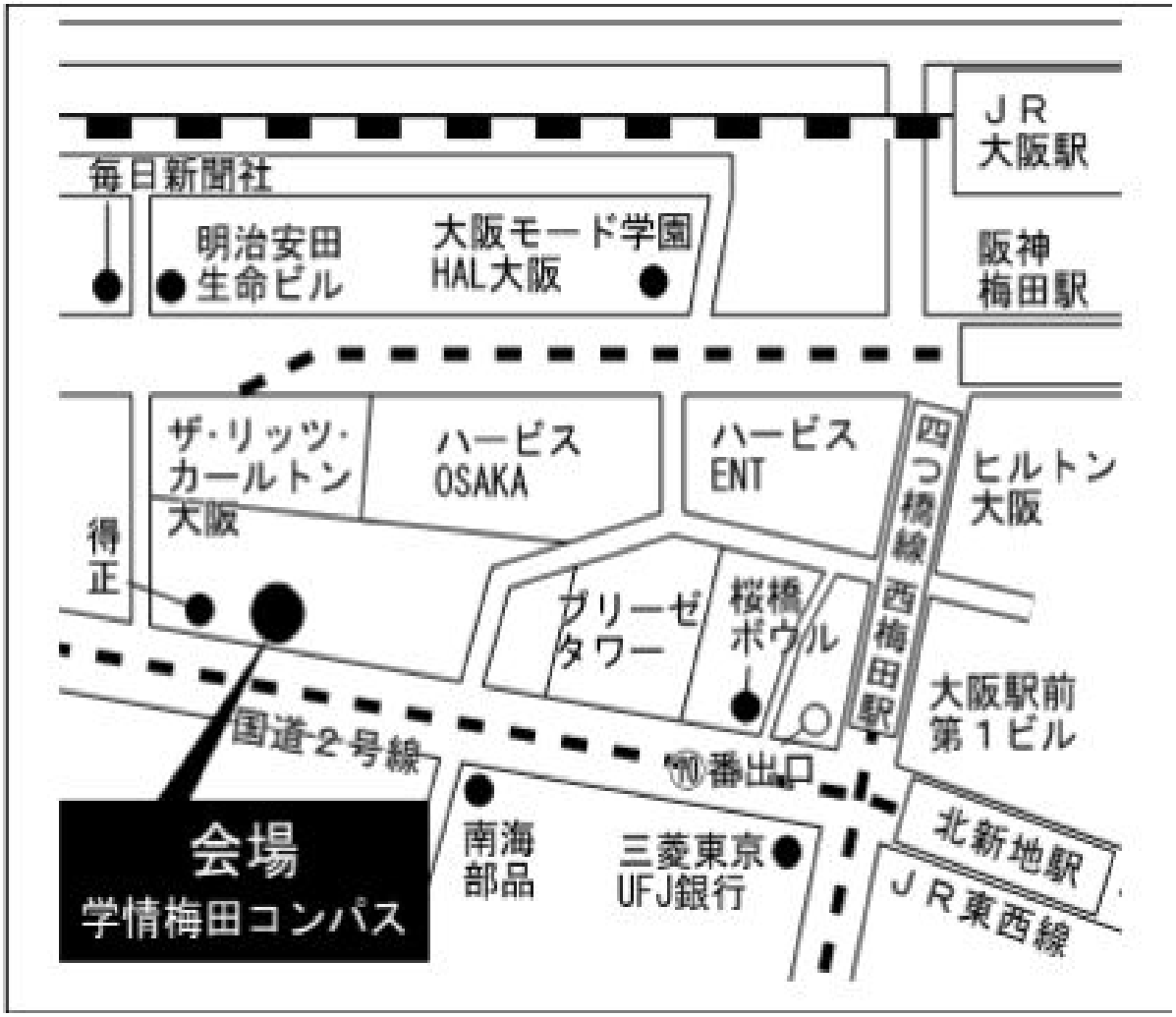
（ご参考）

本議案についてご承認いただいた場合、当社の執行役員及び従業員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を発行又は処分する予定です。

以　上

株主総会会場のご案内

会場　　大阪市北区梅田二丁目５番10号
学情梅田コンパス10階　コンパスホール
ＴＥＬ．（06）6346－6830



［交通］
地下鉄四つ橋線「西梅田」駅より徒歩約４分
ＪＲ「大阪」駅より徒歩約７分
阪神「梅田」駅より徒歩約７分
ＪＲ東西線「北新地」駅より徒歩約５分

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。